

電子出版の発展に向けた著作権の整備

— 著作権法の一部を改正する法律の成立 —

文教科学委員会調査室 鈴木 友紀

1. はじめに

近年、デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、電子書籍が増加する一方、出版物が違法に複製され、インターネット上にアップロードされた海賊版による被害が広がっている。しかし、現行の著作権法では、音楽については、著作物の公衆への伝達に重要な役割を果たしているレコード会社などのレコード製作者に「著作隣接権」（著作物等を「伝達する者」に付与される権利）¹が与えられている一方、書籍や雑誌などの出版物については、出版者²に同様の権利は与えられていない。さらに、著作権者との契約により出版者は「出版権」の設定を受けることができるが、現行法は、専ら紙媒体の出版物を対象としており、電子書籍は対象外となっている。そのため、電子書籍の海賊版について、出版者は独自に訴訟を起こす権利を有しておらず、出版業界からは、著作隣接権の付与も含め、何らかの法的権利を求める声が出されるようになった³。

こうした状況の下、第186回国会（常会）に、「著作権法の一部を改正する法律案」（閣法第73号）が提出され、平成26年4月25日に参議院本会議において成立した。本法は、①電子書籍に対応した出版権の整備、②「視聴覚的実演に関する北京条約」の実施に伴う規定の整備、の二つを柱とするものであるが、本稿では、①に焦点を絞り、法案提出の経緯や内容とともに、国会における議論の概要を紹介するものである。

2. 法律案提出の経緯

出版者への権利付与は、近年急に始まった議論ではない。例えば、コピー機を始めとする複写機器の発達・普及に伴い、出版物の複写が頻繁に行われるようになったことを背景として、昭和60年9月から「著作権審議会第八小委員会」において出版者の権利について議論が行われた。同小委員会が平成2年6月にまとめた報告書では、出版者が出版行為により著作物の伝達上果たしている役割の重要性を考慮し、レコード製作者等と同様に、出版者にも著作隣接権を付与することが適当であるとされた。しかし、新たな権利の付与については、複写による被害実態が明らかではないことや、新たな権利を創設せずとも契約によって出版者の利益を確保できる可能性があること等の理由により、経済界が反対した

¹ 著作隣接権は、レコード製作者のほか、実演家、放送事業者、有線放送事業者に付与されている。

² 著作権法では、「出版社」ではなく「出版者」の用語が用いられているため、本稿においても、「出版者」を統一的に使用することとする。

³ 「作者の権利」や「著作隣接権」が侵害された場合には、権利者は、刑事上・民事上の対抗措置を採ることができることから、当然のことながら、作家や漫画家等の著作権者は、紙媒体、電子書籍の双方の海賊版に対して、自ら訴訟を起こすことが可能である。

こともあり⁴、第八小委員会による提言が法改正につながることはなく、その後もしばらく出版者の権利付与について大きな動きは見られなかった。

しかし、世界的な大問題となったいわゆる「グーグル・ブック検索問題」によって、平成 21 年、我が国の出版業界は大きな混乱に見舞われた⁵。さらに、翌 22 (2010) 年には、米国のアップル社によりタブレット型端末の iPad が発売されるなど、電子書籍の普及に向けた環境が整ってきたこと等を背景として、2010 年が「電子書籍元年」と言われるように、電子書籍をめぐる出版業界の動きが活発化し、それとともに出版者への権利付与の機運が、再度高まっていった。

こうした状況の下、政府においても、出版者の権利付与について、本格的な検討が開始されることとなった。平成 22 年 3 月には、総務省、文部科学省、経済産業省の 3 省により「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」が設置され、同年 6 月にまとめられた懇談会報告において、出版者に何らかの権利を付与することについて、その可否も含めて検討することが提言された。これを受け、同年 11 月には、文部科学省が「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」を設置し、出版者への権利付与等について検討が行われた。しかし、翌 23 年 12 月にまとめられた検討会議報告書では、出版者への権利付与の可否について結論は出されず、「制度的対応も含めて、早急な検討を行うことが適当」とされるにとどまり、一旦政府による検討の動きが鈍ることとなった。

平成 24 年に入り、超党派の国会議員、出版関係者、作家等で構成された「印刷文化・電子文化の基盤整備に関する勉強会」(座長：中川正春衆議院議員)が出版者への権利付与について具体的な議論を開始したことで、法改正に向けた流れが一気に加速することとなる。同勉強会では、当初、出版者に著作隣接権を付与することを中心に検討が行われたが、平成 25 年 4 月、同勉強会は、中山信弘東京大学名誉教授を中心とする 6 名の有識者によってまとめられた「出版者の権利のあり方に関する提言」を同勉強会の提言として採用した。中山教授らによる提言は、現行の出版権制度(複製権者と出版者との契約により設定することができる排他的権利)を拡張し、原則として電子出版にも出版権が及ぶよう法改正することを内容とするものであり、政府提出の法律案のベースともなったと言える考え方を提示したものである。このほか、一般社団法人日本経済団体連合会が、平成 25 年 2 月に「電子出版権」の新設を求める提言を行うなど、各方面における動きが活発化した。

このような動きを受け、改めて政府においても議論が行われることとなり、平成 25 年 5 月、文化審議会著作権分科会の下に設置された「出版関連小委員会」において、法改正

⁴ 第 120 回国会衆議院文教委員会議録第 9 号 18 頁(平 3.3.15)

⁵ 「グーグル・ブック検索問題」とは、米国における訴訟を契機として生じたものである。米国のグーグル社が大学図書館等と連携して、図書館等の蔵書をデジタル化した上で全文検索を可能とするサービスを提供しようとしたことに対して、米国において訴訟が提起され、平成 20 年 10 月に当事者間で和解案がまとめられた。しかし、この和解案の効力が、我が国も含め、交渉に参加していない国内外の関係者にも及ぶものであったことから、我が国においても、日本文藝家協会、日本ペンクラブ、日本写真著作権協会、日本出版者協議会等が、グーグル社に対して、和解案に関する抗議や反対の意思表示を行うなど、著作権者、出版者に多大な影響を与えることとなった(第 186 回国会衆議院文部科学委員会議録第 10 号 4 頁、5 頁(平 26.4.4)等を基に記述)。

に向けた具体的な議論が開始された。同委員会では、当初、権利付与の方策について、(A) 著作隣接権の創設、(B) 電子書籍に対応した出版権の整備、(C) 訴権の付与（独占的ライセンスへの差止請求権の付与の制度化）、(D) 契約による対応、の4案が提示されたが、関係団体等へのヒアリングを経て、(B) 案を軸に検討が進められることとなった。

さらに、出版関連小委員会は、「中間まとめ」の公表（平成25年9月）とそれに対するパブリックコメントを実施した上で、同年12月、新たに、電子書籍に対応した出版権を創設することを提言する報告書を取りまとめた。同報告書は、電子書籍に対応した出版権の新設を提言したものであり、電子書籍に対応した出版権を整備すれば、出版者が権利者として独占的に電子配信することができるようになるほか、出版者自らインターネット上の海賊版に差止請求できるようになり、その結果、我が国の電子書籍市場の健全な発展・出版文化の進展に寄与することになると結論付けている。

以上のような議論を経て、本法律案は、平成26年3月14日に閣議決定、同日に国会提出された。

表1 出版者への権利付与をめぐる近年の経緯

平成21年	2月	「グーグル・ブック検索問題」をめぐる米国の訴訟においてグーグル社と米国の作家組合が合意した和解案の効力が日本にも適用されることとして問題が表面化。同年11月の和解修正案により、和解の効力が英米4か国に限定されることとなり、我が国では問題が沈静化。
平成22年	5月	タブレット型端末「iPad」発売。2010年は「電子書籍元年」と言われる
	6月	総務省、文部科学省、経済産業省の3省により設置された「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」が、報告書を取りまとめ。「出版者への権利付与」検討の必要性を指摘
平成23年	12月	文部科学省に設置された「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」が、報告書を取りまとめ。出版者への権利付与等について、制度的対応も含めて、早急な検討を行うことが適当と整理
平成24年	6月	中川正春衆議院議員を座長とする「印刷文化・電子文化の基盤整備に関する勉強会」が出版者への「著作隣接権」付与を求める中間まとめ
平成25年	2月	一般社団法人日本経済団体連合会が「電子出版権」の新設を提言
	4月	「印刷文化・電子文化の基盤整備に関する勉強会」において、中山信弘東京大学名誉教授ほか5名による研究会が「出版者の権利のあり方に関する提言」を公表。「デジタル時代に対応すべく、現行出版権の拡張・再構成を文化審議会で検討する」ことを提言。同提言が「印刷文化・電子文化の基盤整備に関する勉強会」の提言として採用
	5月	文化審議会著作権分科会出版関連小委員会で議論開始
	9月	出版関連小委員会の「中間まとめ」の公表、パブリックコメントの実施
	12月	出版関連小委員会による報告書の取りまとめ
平成26年	3月	第186回国会に「著作権法の一部を改正する法律案（閣法第73号）」を提出
	4月	「著作権法の一部を改正する法律」が成立（公布：5月14日）

（出所）各種資料より筆者作成

3. 本法の概要

（1）出版権とは何か

著作権法では、第3章（第79条～第88条）として「著作権」に関する章が設けられている。著作権とは、著作権に含まれる権利の一つである「複製権」を有する者（複製権者）が、その著作物を文書又は図画として出版することを引き受ける者（出版者）に対して設定することができる排他的権利であり、この設定行為は、複製権者と出版者との著作権設定契約により行われる。著作権を設定することにより、出版者は著作物を独占的に出版することができ、また、第三者の著作権侵害に対しては、出版者自ら、差止請求等を行うことができるようになる。しかし、現行制度では、この著作権制度は、紙媒体による出版のみを対象としており、電子出版は対象外となっていた。

（２）本法の主な内容

本法は、紙媒体による出版のみを対象としている現行の著作権制度を見直し、インターネット送信（公衆送信）による電子出版を引き受ける者等についても著作権を設定することができるようにするものであり、施行期日は、平成27年1月1日である⁶。

ア 著作権の設定（第79条関係）

現行法では、第79条第1項において、著作権者は、「文書又は図画として出版すること」を引き受ける者に対して、著作権を設定できると規定されているが、「文書又は図画として出版すること」とは、紙媒体による出版を意味すると解されている⁷。本法では、この規定に、新たに「記録媒体に記録された著作物の複製物を用いてインターネット送信を行うこと」を加えることにより、紙媒体のみならず、インターネット送信による電子出版を引き受ける者についても、著作権を設定することができることされた。なお、本法では、「記録媒体に記録された著作物の複製物により頒布すること」も条文に加えられており、CD-ROMやDVD等を用いた出版についても、著作権の設定が可能となっている。

このように、本法によって電子書籍に対応した著作権の設定が可能となることにより、インターネット等による海賊版の被害に対して、著作権者と出版者との間で結ばれた契約に基づき著作権の設定を受けた範囲に応じて、出版者が自ら差止請求や損害賠償請求を行うことが可能となる。

イ 著作権の内容（第80条関係）

第79条以下の条文についても、インターネット送信による電子出版やCD-ROM等による出版を引き受ける者が規定に含まれることになるよう、それぞれの条文において必要な改正が行われている。

⁶ 本法のうち、「視聴覚的実演に関する北京条約」の実施に伴う規定の整備（第7条関係）の施行期日は、平成27年1月1日ではなく、同条約が我が国について効力を生ずる日となる。

⁷ 著作権法のコンメンタールでは、「文書又は図画というのは、…著作物を文字・記号・象形等を用いて有体物の上に直接再現させたものをいって、書籍とか雑誌・画集とか写真あるいは楽譜といった形の視覚的に近くすることができる直接可視的な著作物の複製物を指します。」としている。（加戸守行『著作権法逐条講義 六訂新版』（公益社団法人著作権情報センター 平成25年8月）516頁）

例えば、第 80 条は、著作権の内容に関する規定であり、現行法では、第 1 項の中で、著作権者が「文書又は図画として複製する権利」、つまり紙媒体による出版に係る権利のみを専有することが規定されている。これに対し、改正後の第 80 条第 1 項では、新たに、第 79 条の改正により電子出版についても著作権の設定が可能となることを受け、紙媒体や CD-ROM 等による出版を規定する「第 1 号」とインターネット送信による出版を規定する「第 2 号」とに権利の内容が分けられ、著作権者は、第 1 号と第 2 号の「全部又は一部を専有する」と規定されることとなった（表 2 参照）。

この改正により、著作権者と著作権者との契約次第で、第 1 号と第 2 号の権利を一体として設定することも、別々に設定することも可能となる。なお、文化庁からは、第 1 号と第 2 号の著作権を別々に設定することのみならず、「現行の著作権と同様に、各号の権利をさらにもう少し細分化する余地というものも認めるもの」と説明されており、権利の細分化の例として、第 1 号の権利を「紙媒体による著作権と CD-ROM 等による著作権というように分ける」場合のほか⁸、「編集されるような全集と、それから個別の単行のものとして配信する場合」⁹が示された。

表 2 第 80 条第 1 項 新旧対照表

改正後	現行法
(著作権の内容) 第八十条 著作権者は、設定行為で定めるところにより、その著作権の目的である著作物について、次に掲げる権利の全部又は一部を専有する。 一 頒布の目的をもつて、原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は図画として複製する権利（原作のまま前条第一項に規定する方式により記録媒体に記録された電磁的記録として複製する権利を含む。） 二 原作のまま前条第一項に規定する方式により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて公衆送信を行う権利	(著作権の内容) 第八十条 著作権者は、設定行為で定めるところにより、頒布の目的をもつて、その著作権の目的である著作物を原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は図画として複製する権利を専有する。 (新設) (新設)

4. 主な国会論議

衆議院本会議では全会一致であったことから明らかなように、本法の内容に対し、大きな反対は寄せられていない。しかし、出版者や作家など出版関係者を中心として、そもそも本法律案は出版文化の発展に資するのか、といった根本的な懸念が根強いこと等を背景に¹⁰、衆参の両委員会では、政府に対する質疑のほか、参考人に対する質疑が行われた¹¹。

⁸ 第 186 回国会衆議院文部科学委員会議録第 9 号 2 頁（平 26. 4. 2）

⁹ 第 186 回国会参議院文教科学委員会議録第 12 号 6 頁（平 26. 4. 24）

¹⁰ 例えば、『週刊新潮』（平 26. 3. 13）において、「文化庁「著作権法」改悪で日本の出版文化が破壊される日」とのタイトルの特集記事（40～43 頁）が掲載されている。その中で、作家の藤原正彦氏、関川夏央氏、林真理子氏、紀伊國屋書店の高井正史社長らが懸念を述べている。

¹¹ 衆議院文部科学委員会（平 26. 4. 2）では、

さらに、主だった国会論議の内容を凝縮させたような形でまとめられた附帯決議が、衆参の両委員会で作されている。

そこで、本稿では、平成 26 年 4 月 24 日に参議院文教科学委員会において付された附帯決議の項目に沿って、国会において指摘された課題を紹介していくこととする¹²。

(1) 本法により我が国の出版文化が衰退することの懸念

一、我が国の「知の再生産」や「日本文化の創造と伝搬」に貢献してきた日本の多様で豊かな出版・活字文化を、グローバル化やデジタル化が進展する新しい時代においても一層発展させ、著作者の権利を保護しつつ、多様な著作物を多様な出版形態でより多くの国内外の利用者に届けていくことが重要であることに鑑み、真に実効性ある海賊版対策の実施など、本法により拡充された著作権制度の更なる利用促進に向けて必要な対策を講ずること。

二、我が国が世界に誇る出版・活字文化は、著作者と出版を引き受ける者との間の信頼関係に基づく企画から編集、制作、宣伝、販売という一連のプロセスからなる出版事業がその基盤にあることを踏まえ、本法によって設定可能となる電子出版に係る著作権の下でも従前の出版事業が尊重されるよう、その具体的な契約及び運用の在り方を示して関係者に周知するとともに、その実務上の効果について一定期間後に具体的な検証を行い、必要に応じた見直しを検討すること。

本法の提案理由説明において、下村文部科学大臣は、電子出版に対応した著作権を新設する趣旨について、「紙媒体による出版文化の継承、発展と健全な電子書籍市場の形成を図り、我が国の多様で豊かな出版文化のさらなる進展に寄与することを目的」にしていると説明している¹³。しかし、国会において繰り返し問われたのは、本法が、下村文部科学大臣の言うような「出版文化のさらなる進展に寄与」するものではなく、我が国の出版文化を衰退させることにつながるのではないか、という懸念であった。

相賀 昌宏君（一般社団法人日本書籍出版協会理事長・株式会社小学館代表取締役社長）、

土肥 一史君（日本大学大学院知的財産研究科教授）、

瀬尾 太一君（写真家・一般社団法人日本写真著作権協会常務理事）、

また、参議院文教科学委員会（平 26. 4. 22）においても、

高須 次郎君（一般社団法人日本出版者協議会会長・株式会社緑風出版代表取締役）、

幸森 軍也君（公益社団法人日本漫画家協会著作権部員）、

植村 八潮君（専修大学文学部教授・株式会社出版デジタル機構取締役会長）

が、参考人として招致されている。

¹² 衆議院では 10 項目、参議院では 11 項目から成る附帯決議は、文言に若干の相違はあるものの、参議院で新たに追加された項目 9（ナショナルアーカイブに係る取組の推進）以外、その内容はほぼ同じである。

また、項目 10、11 は、電子書籍に対応した著作権の整備に係る内容ではないため、本文では紹介を省略したが、その内容は以下のとおりである。

十、教科用拡大図書や副教材の拡大写本を始め、弱視者のための録音図書等の作成においてボランティアが果たしてきた役割の重要性に鑑み、障害者のための著作物利用の促進と円滑化に向け、著作権法の適切な見直しを検討すること。特に、障害者の情報アクセス権を保障し、情報格差を是正していく観点から、障害者権利条約を始めとする国際条約や関係団体等の意見を十分に考慮しつつ、障害の種類にかかわらず全ての障害者がそれぞれの障害に応じた形態の出版物を容易に入手できるよう、第三十七条第三項の改正に向け、速やかに結論を得ること。

十一、視聴覚的実演に関する北京条約や関係団体等の意見を十分に考慮しつつ、俳優、舞踊家などの視聴覚的実演家の権利に関し、契約及び運用の在り方や法制上の在り方も含め検討を行うこと。

¹³ 第 186 回国会衆議院文部科学委員会議録第 8 号 1 頁、2 頁（平 26. 3. 28）

我が国の出版者は、自ら書籍の企画や編集・制作、出版・流通を行っているが、本法では、先述したとおり、「インターネット送信を引き受ける者」に対して、著作権を設定することが可能となる。そのため、米国のアマゾン社やグーグル社等のいわゆる「巨大プラットフォーム」が、著作権者から電子著作権の設定を受け、独占的に書籍の配信を行う可能性が考えられることから、電子書籍の流通が現状よりも阻害され、我が国の出版文化に負の影響を与えるのではないかとこの観点から、文化庁の見解や対応が質された。

下村文部科学大臣は、「法律の文言上は、従来の紙の出版の場合と同様に企画、編集を行うことが著作権設定の要件とはなっていないため、企画、編集を行わない事業者が著作権の設定を受けることが全くないとは言えない」と認めつつも、現行著作権制度が出版者の役割の重要性に鑑み、特別に設けられたものであることから、「電子出版を引き受け、企画、編集等を通じて電子書籍を作成し世に伝達するという役割を担う者が電子出版に係る著作権の設定を受けることが制度趣旨にかなう」との見解を示した。さらに、「企画、編集等の役割を担った出版者は、誰よりも先に著作権者と交渉する立場に立ち、著作権を設定することが可能である」ことから、「当事者間に信頼関係があれば、同一の出版者に紙媒体の出版と電子出版の両方の権利が設定されるようになると考えられる」としている¹⁴。

さらに、プラットフォームが電子出版市場を独占する懸念が問われた際、下村文部科学大臣は、「出版文化が、この電子書籍等の法律改正によって結果的にプラットフォームが独占するようなことがないような対応もしていく必要があるというふうに思いますし、そのような配慮をしてみたい」と、一步踏み込んだ答弁を行っている¹⁵。

しかし、プラットフォームによる市場独占への対応策について、基本的に、著作権者と出版者の「信頼関係」、そして信頼関係に基づく契約に委ねられていることについては、例えば、高須次郎参考人（一般社団法人日本出版者協会会長・株式会社緑風出版代表取締役）からは、中小出版者の立場として、「著者の皆様との関係はどちらかといいますと弱い立場ですから、著者の方の意向に沿っていくという傾向がやはりありますので、契約ということだけで、必ずしもうまくいくというふうには思っておりません」との見解も示されている¹⁶。

（２）効果的な海賊版対策の在り方

ア 雑誌等に対する著作権の設定

三、電子出版の流通の促進を図るためには、契約当事者間で適切な著作権設定を行いつつ、関係者の協力によって有効な海賊版対策を行うことが必要不可欠であることから、これまで著作権設定が進んでこなかった雑誌等、複数の著作物によって構成される著作物などについても著作権設定が可能であることについて周知に努めるとともに、具体的な契約モデルの構築について関係者に対する支援を行うこと。（以下、イで紹介。）

¹⁴ 第 186 回国会衆議院文部科学委員会議録第 9 号 1 頁（平 26. 4. 2）

¹⁵ 第 186 回国会参議院文教科学委員会議録第 12 号 4 頁、5 頁（平 26. 4. 24）

¹⁶ 第 186 回国会参議院文教科学委員会議録第 11 号 6 頁（平 26. 4. 22）

近年、出版物の海賊版被害は増加しており、例えば、平成 24 年に日本書籍出版協会と電通総研が実施した書籍の海賊版不正流通に関する試算によると、国内の被害額は、平成 23 年の 1 年間で 270 億円であり、そのうち漫画（コミック）の被害額は、被害総額の 8 割となる 224 億円にも上るとされる。しかも、この金額は、あくまで書籍に関する被害額のみであり、雑誌の被害も含めれば、更に被害額が膨らむことが指摘されている。また、こうした海賊版被害は、電子出版された漫画をコピーしたものがインターネット上に流出したのではなく、紙媒体の漫画雑誌からスキャンしたものによる流出が大半を占めているとされる¹⁷。しかし、現状の実務においては、雑誌に対しては、著作権の設定がほとんど行われていないことから、雑誌に掲載された漫画等がスキャンされ、インターネット上に流出した場合、雑誌に対して著作権設定を受けていない出版者が、果たして海賊版対策を自ら行うことができるか否かが問われた。

これに対し、文化庁は、雑誌からスキャンされた海賊版のインターネット流出も電子書籍に対応した著作権の侵害に該当するとしており、「電子書籍に対応した著作権を設定すれば、出版者自らが海賊版に対応することが可能」であると明確に答弁している¹⁸。

また、文化庁は、雑誌を構成する著作物について、「紙媒体、電子媒体のいずれであっても著作権を設定することは可能」であり、「雑誌についての海賊版対策の観点ということも含めて、著作権設定は雑誌について可能だということをもまず周知することが大事」であるとしている。また、複数の著作物で構成されるという雑誌の特性を踏まえ、雑誌を構成する一部の著作物についてのみ著作権設定契約を締結することも可能であり、その点についても、周知の中で広めていきたいとしている。さらに、雑誌について著作権を設定するに当たり、契約上の工夫として、雑誌の発行期間等に合わせて、ある程度期間を区切った、これまでの考え方よりは短期間の存続期間を設定するなど方法論が例示された¹⁹。

なお、著作権設定に関する契約モデルの構築については、既に、出版業界と日本文藝家協会が連携し、新たな契約書のひな形作りが進められていることが、相賀昌宏参考人（一般社団法人日本書籍出版協会理事長・株式会社小学館代表取締役社長）から説明されたが²⁰、文化庁としても、こうした取組について「必要に応じて助言とか協力などを行っていきたい」としている²¹。

¹⁷ 以上、海賊版被害に関する記述については、文化審議会著作権分科会出版関連小委員会（第 4 回）配付資料及び議事要旨（平 25. 6. 24）に基づき記述した。

http://www.bunka.go.jp/Chosakuken/singikai/shuppan/h25_04/gijishidai.html

¹⁸ 第 186 回国会衆議院文部科学委員会議録第 9 号 4 頁（平 26. 4. 2）

¹⁹ 第 186 回国会参議院文教科学委員会議録第 12 号 6 頁（平 26. 4. 24）

²⁰ 第 186 回国会衆議院文部科学委員会議録第 9 号 21 頁、22 頁（平 26. 4. 2）

²¹ 第 186 回国会参議院文教科学委員会議録第 12 号 6 頁（平 26. 4. 24）

イ 著作権の過度な細分化への懸念

三、(アに続き)また、物権的に細分化された著作権が設定された場合に、当該著作権が及ばない形態の海賊版が流通した場合には効果的な海賊版対策を行うことができないため、効果的な海賊版対策を講ずる観点から適切な著作権が設定されるよう推奨すること。

「2. 改正の概要」において先述したとおり、本法により、当事者間の契約の内容如何によって、紙媒体の出版と電子出版に対し、著作権を別々に設定することも、更に細分化して設定することも可能となる。しかし、出版者が効果的な海賊版対策を行うためには、紙媒体と電子出版両方の著作権設定を受けることが重要となる。さらに、あまりに細分化された著作権が設定された場合、実務に混乱を来すことが懸念されている。

文化庁は、同一の出版者に紙媒体と電子書籍両方の著作権が設定されることについて、「適切に海賊版対策を行う観点からは有効な契約パターンというふうに思料」しているとしている²²。また、著作権の細分化については、「利用態様としての区分が明確でない、それから、細分化することによって実務上も混乱が生ずるおそれがある場合というような場合については、細分化はすべきではない」とした上で、「法施行までの間に、さまざまな検討や周知をできる限りで努めてまいりたい」と説明している。しかし、どこまで細分化が可能であるかについて、文化庁は、「個別具体的にどれがどうなのかということについては、やっぱり個別のケースによって、最終的には司法判断」であるとも述べており²³、実務に混乱を来す懸念が完全に払しょくされているわけではない²⁴。

ウ いわゆる「塩漬け問題」への対応

四、効果的な海賊版対策を講ずる観点から、著作者が契約締結時において電子書籍を出版する意思や計画がない場合であっても、紙媒体の出版と電子出版等を合わせて一体的な著作権の設定がなされることが想定されるが、その後、電子書籍の出版を希望するに至った場合において、著作者の意図に反して出版が行われず放置されるといったいわゆる塩漬け問題が生ずることのないよう、適切な対策を講ずること。

インターネット上に流出した海賊版に対して、出版者自らが対応するためには、電子書籍に対応した著作権をあらかじめ設定しておく必要があるが、著作権者の中には、契約時においては、紙媒体による出版のみを希望しており、電子媒体の出版を当面行いたくないと考えている者も存在する。

著作権法では、第 81 条において、著作権の設定があつた場合には、著作権者が別途出版することができなくなることを考慮して、出版権者に対して、原稿等の引渡し等を受けてから一定期間内に出版を行うことなど、一定の義務を課している²⁵。文化庁は、有効な海賊版対策を行うためには、一体的な著作権設定が望ましいとの考えの下、当面、

²² 第 186 回国会参議院文教科学委員会会議録第 12 号 6 頁 (平 26. 4. 24)

²³ 第 186 回国会衆議院文部科学委員会会議録第 9 号 2 頁 (平 26. 4. 2)

²⁴ 例えば、池村聡弁護士は、「細分化した著作権設定を行うことは実務上の混乱を招くものであり、望ましくないとされる」と述べている。(「実務解説 著作権法改正のポイント」『BUSINESS LAW JOURNAL』(平 26. 6) 62～66 頁)

²⁵ 加戸守行『著作権法逐条講義 六訂新版』(公益社団法人著作権情報センター 平成 25 年 8 月) 526 頁

電子出版を行う意向や予定のない場合であっても、この出版義務を「さまざまな形で柔軟に設定していただき、電子出版についての出版権を設定することが有効な方策」としている²⁶。

一方、契約時には電子出版を希望していなかった著作権者が、しばらくした後、電子書籍を出版したいと改めて思うようになることも、十分想定される。しかし、一旦、出版権設定を契約してしまえば、著作権者の意向に反して、出版者の一方的な都合により電子出版をしてもらえない可能性も出てきてしまう。

こうしたいわゆる「塩漬け問題」に係る対応策として、文化庁から、あらかじめ契約の中で、「著作権者が電子出版を希望する場合には出版者と協議し期日を定めることができる」旨や「著作権者が第三者から電子出版を行う場合は電子出版についての出版権の設定契約を解除することができる」旨を定めておくことが例示された²⁷。

エ 著作物の複製段階における差止請求の可否

五、電子的な海賊版については、一たびインターネット等で公衆送信が行われればもはや完全に差し止めることは困難であり、甚大な被害が生じてしまうことから、電子出版に係る出版権しか持たない出版者においても、違法配信目的で複製がなされた場合には、第一百十二条第一項の「出版権を侵害するおそれがある場合」としてその段階で差止請求を行うことができることを出版者に対し周知すること。

電子出版の出版権設定しか受けていない出版者は、インターネット送信に係る権利しか専有していないことから、雑誌のスキャンなど紙媒体の著作物の複製行為については、原則的には、自ら差し止め請求等を行うことはできない。しかし、違法なインターネット送信を目的として、紙媒体の複製が行われた場合には、出版権者は、「出版権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる」とする著作権法第112条第1項の規定に基づき、紙媒体からのスキャンの段階で、差し止め請求を行うことができることが確認された²⁸。

しかし、下村文部科学大臣が「公衆送信を行う前段階の複製行為は、通常、公然と行われず、発見することが極めて困難であるため、海賊版対策においては公衆送信権が重要となると考えられる」と答弁しているように²⁹、出版者が雑誌のスキャンという侵害行為を発見することには、現実的には相当の困難が予想される。

オ 「みなし侵害規定」の創設の必要性

六、出版権者及び著作権者による海賊版対策の取組の状況を踏まえ、紙媒体の出版についてのみ出版権の設定を受けている出版権者であっても、インターネット上の海賊版又はDVD等の記録媒体等による海賊版に対し差止請求を行うことができる契約慣行の改善や「みなし侵害規定」等の制度的対応など効果的な海賊版対策について検討すること。

²⁶ 第186回国会衆議院文部科学委員会議録第10号3頁（平26.4.4）

²⁷ 第186回国会参議院文教科学委員会議録第12号2頁（平26.4.24）

²⁸ 第186回国会衆議院文部科学委員会議録第10号3頁（平26.4.4）

²⁹ 第186回国会衆議院文部科学委員会議録第9号3頁（平26.4.2）

「エ 著作物の複製段階における差止請求の可否」で概説した場合とは逆に、出版者が電子出版については著作権の設定を受けず、紙媒体の出版についてのみ著作権の設定を受けた場合、当該出版者は、インターネット上の海賊版については、自ら差し止め請求等を起こすことはできない。そのため、出版者を中心として、紙媒体の出版のみの著作権設定を受けた場合であっても、インターネット上の海賊版被害に出版者自らが対応することができるよう、インターネット上の違法配信を紙媒体の著作権の侵害とみなす「みなし侵害規定」を創設する必要性が訴えられた³⁰。

みなし侵害規定については、下村文部科学大臣から、①既に著作権侵害である利用態様を更に著作権侵害とみなすことは法制的なハードルが高いとの意見や、電子書籍に対応した著作権を設定しない者に差し止め請求を認めるのは法律としてバランスを欠くといった意見などから、出版関連小委員会においても立法化について合意形成に至らなかったこと、②本法により、電子出版についての著作権を設定すれば、出版者自ら海賊版に対応することが可能になることなどが説明された。その上で、「あらかじめ著作権者との契約により電子出版についての著作権を設定しておくというふうにした方が、みなし侵害規定による対応よりも、結果的に、より迅速に海賊版に対応することが可能」であるとの見解が示され³¹、みなし侵害規定の創設は、現時点では明確に否定されている。また、出版関連小委員会の主査でもある土肥一史参考人（日本大学大学院知的財産研究科教授）も、法制的にも「みなし侵害規定を使って今回の海賊版に対する一つの制度として入れるということは、極めてハードルが高い」と説明している³²。

カ 日本国外における海賊版対策

七、海賊版については、日本国外での被害が圧倒的多数であることから、その対策強化を図るための国際的な連携・協力の強化など、海外での不正流通取締対策に積極的に取り組むとともに、出版物の正規版の海外流通の促進に向けて官民挙げた取組を推進すること。

現在、海外における海賊版被害が増加しており、文化庁も、「海外において漫画、アニメなどの我が国の著作物に関する関心が非常に高まっていく一方で、これらの海賊版も流通し、インターネット上での違法のアップロードなどが増えてきているというふう認識」していると説明している³³。

しかし、海外でのみ公衆送信行為が行われている海賊版への対応については、基本的にその侵害行為が行われた国における法律に基づき対応することが原則であることから、本法によって、国内法の中で著作権の整備を行ったとしても、著作権者が海外の海

³⁰ 例えば、相賀昌宏参考人（一般社団法人日本書籍出版協会理事長・株式会社小学館代表取締役社長）は、「みなし侵害規定というものがあつたらどんなにいいだろうということを私どもは言っておりましたし、また、みなし侵害規定にかわるようなものを何らかの形で、法案あるいは制度をお示しいただきたいということを申し上げておりました」と述べている（第186回国会衆議院文部科学委員会議録第9号19頁（平26.4.2））。

³¹ 第186回国会衆議院文部科学委員会議録第9号2頁（平26.4.2）

³² 第186回国会衆議院文部科学委員会議録第9号19頁、20頁（平26.4.2）

³³ 第186回国会衆議院文部科学委員会議録第9号5頁（平26.4.2）

賊版を差し止められるかどうかは、「その国の法律次第」となる³⁴。そのため、海外における有効な海賊版対策の在り方が問われた。

こうした問題意識に対し、下村文部科学大臣は、「海外における著作権侵害への対応については、二国間協議等の場を通じた侵害発生国・地域への取り組み、取り締まりの強化の要請、侵害発生国・地域対象の研修事業等の実施、また官民合同ミッションへの派遣など、官民の連携の強化等施策を積極的に講じているところ」とした上で、「今後とも、著作権侵害への様々な対策を通じ、著作権の適切な保護が十分に図られるよう努めてまいりたい」としている³⁵。

一方、出版者や漫画家等の現場からの見解として、例えば、相賀昌宏参考人（一般社団法人日本書籍出版協会理事長・株式会社小学館代表取締役社長）からは、「海外での海賊版の言い分は、本家というか、もともと出した出版社が出していないから海賊版を見ているんだという説得力のあるようなないような説明をされるので、こちらが本物ですというものをちゃんと出すことによって抑えられる」とした上で、「一々訴訟とかをやっているとお金が足りないので、ある程度は諦めている」と、海外における海賊版対策の難しさが率直に示された。また、幸森軍也参考人（日本漫画家協会著作権部員）からも、「国内の現行著作権法を改正して、出版者に何らかの権利を付与しても、世界に対して有効かどうか。また、侵害を発見するたびに国際裁判を何件も起こすのは、訴訟のための手間や費用や実態調査や損害額認定、そしてスピード面などでも大変困難なこと」と指摘しており³⁶、海外の海賊版対策は、本法の施行後も依然として残る非常に大きな課題である。

（3）出版契約における裁判外紛争解決手段（ADR）の創設

八、本法によって、多様な形態の著作権設定が行われる可能性があることから、著作物における著作権設定の詳細を明らかにするため、将来的な利活用の促進も視野に入れつつ、著作権の登録・管理制度等を早急に整備するため、具体的な検討に着手すること。また、当事者間の契約上の紛争予防及び紛争が発生した際の円満な解決の促進を目指し、出版契約における裁判外紛争解決手段（ADR）を創設すべく、必要な措置を講ずること。

裁判外紛争解決手段（ADR）とは、訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続のことをいう。本法を契機として、今後、著作権の設定が進むことが見込まれるが、それに伴い、著作権者と出版者との間で、著作権設定契約をめぐるトラブルが増えることも予想される。

相賀昌宏参考人（一般社団法人日本書籍出版協会理事長・株式会社小学館代表取締役社長）からは、訴訟を起こすには費用がかかることや、特に弱い立場にある執筆者や出版者が、内容がよく分からないまま契約を結んでしまった場合や契約後にトラブルが生じた場合等に備え、「駆け込み寺、ちょっとした問題については過去の事例を紹介する、あるいは

³⁴ 第186回国会衆議院文部科学委員会議録第9号3頁（平26.4.2）

³⁵ 第186回国会衆議院文部科学委員会議録第9号5頁、6頁（平26.4.2）

³⁶ 第186回国会参議院文教科学委員会議録第11号2頁（平26.4.22）

さらに、弁護士が必要なときには、五千円とか一万円ぐらいの値段で十分に相談に乗ってもらえる」ような組織を準備中であることが説明された³⁷。

また、下村文部科学大臣からも、出版業界による出版ADRの設立に対し、文化庁としても、「設立されれば、契約に関する各当事者の不安解消につながることを期待される」ことから、「継続的に注視するだけでなく、必要に応じて協力をしていくことによって、出版業界が健全なこれからも経営ができるようなバックアップをしてまいりたい」と答弁している³⁸。

(4) ナショナルアーカイブに係る取組の推進

九、ナショナルアーカイブが、図書を始めとする我が国の貴重な文化関係資料を次世代に継承し、その活用を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、その構築に向けて、国立国会図書館を始めとする関係機関と連携・協力しつつ、著作権制度上の課題等について調査・研究を行うなど取組を推進すること。

本法制定の大きな原動力の一つとなった動きは、先述した超党派の国会議員等による「印刷文化・電子文化の基盤整備に関する勉強会」、そして、その勉強会の提言として採用された中山信弘東京大学名誉教授らによる「出版者の権利のあり方に関する提言」（中山提言）である。中山提言では、本法のベースとなった考え方である「著作者との契約により設定される現行の著作権が、原則として電子出版にも及ぶよう改正」することが提言されたほか、電子出版に対応した著作権創設の次のステップとして、長期的目標としてナショナルアーカイブの構築が必要である旨が提言されている。中山提言によれば、ナショナルアーカイブは、「単にデータの保存だけではなく、蓄えられたデータを円滑に活用することによりビジネスを促進するものでなければならない。そのためには、コンテンツ自体の保存に加え、それと権利情報を結びつけることにより権利処理の容易化を図り、かつコンテンツの商業利用を促進すべき」であるとしている。

文化庁は、ナショナルアーカイブの構築について、「国として、これを推進していくことが重要」であり、「平成26年度からは、関係機関や有識者の参加も得て、さらにより幅広い分野にわたる文化関係資料のアーカイブのあり方について、総合的な検討を開始したい」と積極的な姿勢を打ち出している。また、文化関係資料のうち、図書のナショナルアーカイブについては、国立国会図書館がアーカイブ構築の中心となることが想定されることから、「国としてのアーカイブのあり方を検討する際には、このような国会図書館を初めとする関係機関とも十分に協力、連携を図りながら、取り組みを進めてまいりたい」としている³⁹。

³⁷ 第186回国会衆議院文部科学委員会議録第9号17頁、18頁（平26.4.2）

³⁸ 第186回国会参議院文教科学委員会議録第12号7頁（平26.4.24）

³⁹ 第186回国会衆議院文部科学委員会議録第10号4頁（平26.4.4）

5. おわりに

以上、附帯決議の項目に沿って、本法に関する国会論議を紹介してきたが、契約モデルの構築や出版ADRの創設等の著作権設定契約をめぐる円滑な運用、海外における海賊版被害への対策、ナショナルアーカイブの構築など、本法が成立してもなお、検討すべき課題は山積している。

さらに、今回の法改正の範囲だけではなく、著作権制度全体を見渡すと、例えば、環太平洋経済連携協定（TPP）の知的財産分野における交渉の中で、著作権の保護期間延長等が議論に上っているが、これは、かつて我が国において議論を行っても結論を出すことができなかったような非常に大きな問題である⁴⁰。著作権制度は、現在、激動の渦の中にあり、本法の施行状況とともに、著作権制度全体の行方を注視していくことが必要となろう。

(すずき ゆき)

⁴⁰ 文化審議会著作権分科会の下に設置された「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会」において、平成19年3月から21年1月にかけて議論が行われたが、意見集約には至らず、「文化審議会著作権分科会報告書」(平21.1)において、「著作権法制全体として保護と利用のバランスの調和の取れた結論が得られるよう、検討を続けることが適当」と結論が先送りされた。